最終更新日:2015年7月3日
東京特殊電線株式会社
取締役社長　立川　直臣
問合せ先:管理部人事総務グループ　TEL0268(34)5211
証券コード:5807
http://www.totoku.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念の実現を目指し、効率的かつ公正な事業活動を通じて、企業価値の向上を図っていくことを基本としております。そのためにコーポレート・ガバナンスを経営の重要な要素のひとつであると認識し、特に以下の点についてその充実に努めてまいります。
・経営の意思決定や業務執行など経営活動全般における適法性および適正性を確保するとともに、意思決定の迅速化を図るなど経営の効率化を図ること、また経営監視機能の充実を図ること等により、経営の健全性を確保してまいります。
・業務執行については、執行役員制を採用し、執行役員は取締役の方針、監督のもとに委譲された職責事項の遂行に専念する体制とし、業務執行の有効性、効率性の向上に努め、もって事業の発展と業績向上を目指してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古河電気工業株式会社	3,847,248	56.50
株式会社みずほ銀行	201,482	2.96
株式会社りそな銀行	149,700	2.20
日本証券金融株式会社	93,400	1.40
大和証券株式会社	56,500	0.83
住友生命保険相互会社	55,400	0.81
株式会社SBI証券	49,300	0.72
朝日生命保険相互会社	47,200	0.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	47,100	0.69
三洋貿易株式会社	46,000	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	古河電気工業株式会社 (上場:東京) (コード) 5801

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

(1)支配株主との取引に係る意思決定手続の正当性について
価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して価格交渉の上で決定しており、また、取引にあたり各取引ごとに必要となる社内手続きを行い適切に対応しています。
(2)取引の合理性や取引条件の妥当性について
当社品の支配株主への販売については、グループ会社としての協力関係により、従来から全てOEM製造により当社製品を納入しており、OEM製造の為、当社ブランドの製品と比較して利益率は以前から低い状況にありますが、支配株主であることによる有利な条件設定等、不適切な取引は行っておりません。
原材料の支給及び購入においても、支配株主であることによる有利な条件設定等、不適切な取引は行っておりません。
(3)適正性の確保について
上記については、監査役および独立監査人による定期的監査の実施により、社内規則及び関係法令の遵守についての確認を行い、適正性を確保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川　宏	他の会社の出身者											
米山　直人	他の会社の出身者					△						
森平　英也	他の会社の出身者		○			○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川　宏	○	エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社出身	石川氏は、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社の代表取締役社長等を歴任されており、経営全般に関する豊富な知識、経験から、当社の経営全般に対し助言をいただき、経営監督機能の強化に貢献していただけるものと判断しております。同氏はエヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社の業務執行者ではなくなっていること、ならびにエヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社を含むNTTグループとの間には、経営の独立性に影響を与えるような重要な取引関係は無いことから、独立した立場から業務執行にあたる要件を十分確保しているものと判断し、独立役員として指定しております。
			米山氏は、富士電機株式会社の取締役執行役員常務等を歴任されており、経営全般に関

米山　直人	○	富士電機株式会社　特別顧問	する豊富な知識、経験から、当社の経営全般に対し助言をいただき、経営監督機能の強化に貢献していただけるものと判断しております。 同氏は、富士電機株式会社の業務執行者でなくなっていること、ならびに富士電機株式会社を含む富士電機グループと当社との間には、経営の独立性に影響を与えるような重要な取引関係は無いことから、独立した立場から業務執行にあたる要件を十分確保しているものと判断し、独立役員として指定しております。
森平　英也		古河電気工業株式会社 戦略本部経営企画室長	森平氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の知的財産部特許戦略企画室主査、戦略本部経営企画室長を歴任されており、経営全般に関する豊富な知識、経験から当社の経営全般に対し助言をいただき、経営監督機能の強化に貢献いただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは、監査方針および監査結果について意見交換を行うなどにより連携をとっております。
内部監査部門である監査部とは、適宜連携をとり情報交換および意見交換を行うことにより業務の健全化維持を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神代　博之	他の会社の出身者			△										
佐藤　哲哉	他の会社の出身者				○									
五藤　基	他の会社の出身者													
増戸　清隆	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神代　博之		古河電気工業株式会社出身	当社の親会社及びその子会社における経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識により監査機能強化に適任であるため。
佐藤　哲哉		古河電気工業株式会社常勤取締役	当社の親会社の取締役であり、CSR等に関する専門知識並びに経営全般に関する幅広い知識を当社の監査に反映していただくため。
五藤　基		株式会社第一勧業銀行(現、株式会社みずほ銀行)出身	金融機関における勤務経験があり、監査役としての専門知識及び広い見識を当社の監査に反映していただくため。
増戸　清隆		株式会社埼玉銀行(現、株式会社りそな銀行)出身	金融機関における勤務経験があり、監査役としての専門知識及び広い見識を当社の監査に反映していただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与に関する施策は、ありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において、取締役の年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、取締役の報酬額を年額180百万円以内、監査役の報酬額を年額65百万円以内としており、その範囲内で取締役については業績を反映した報酬額とすることを基本に取締役会の審議を経て決定しております。なお、退職慰労金制度は平成19年に廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会資料については、取締役および監査役全員に対し事前に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、原則として月1回開催し、法令、定款などに定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行について監

督を行っております。取締役の任期は１年として経営責任を明確化するとともに、社外取締役の選任により経営監督機能の強化をはかっております。
業務執行に関しては、業務執行と経営の意思決定を分離し、ガバナンス体制の機能強化を図る為、2002年6月から執行役員制を導入しており、取締役会の方針・監督のもとに委譲された職責事項の遂行に専念し、もって事業の発展と業績向上を図る体制としております。
また、代表取締役および執行役員等により構成される経営会議を設置し、業務執行に関する重要課題について審議・検討を行っております。なお、取締役には代表取締役を含めて５名の取締役と、３名の社外取締役が選任されております。社外取締役の選任においては、経営全般に関する豊富な知識、経験から経営全般に対して助言を頂き、独立した立場から経営監督機能の強化に貢献して頂くことを目的としています。
また、監査役設置会社制度を採用しており、監査役は、監査役会が定めた監査方針・計画等に基づき、取締役会、経営会議等重要な会議へ出席するとともに取締役や執行役員等から職務執行状況の報告を受ける等により、経営の監査を行っております。
内部監査につきましては、内部監査部門として監査部を設置し、業務の健全性を確保するため、内部統制の有効性、業務の適法性・適正性等の観点から内部監査を実施し、その結果に基づき改善等を行う体制としております。また、監査役と適宜連携をとり情報交換および意見交換等を行っております。
会社法および金融商品取引法に基づく会計監査人に、新日本有限責任監査法人を選任しており、期中において適宜監査を受けております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名、所属監査法人は次のとおりであります。
業務執行社員：石黒　一裕　新日本有限責任監査法人
業務執行社員：村山　孝　　新日本有限責任監査法人

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員が業務の執行に専念するとともに、取締役会においては独立役員に指定された2名を含む3名の社外取締役が業務執行を監督し、監査役会においては4名の社外監査役が取締役の職務執行を監査しており、それらの実効性が確保されるものと考え、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月25日開催の第97期定時株主総会に関する招集通知は、法定期日より2営業日前の同年6月9日に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報および適時開示資料等を、ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名 管理部人事総務グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章を制定するとともに経営方針において、すべてのステークホルダーとの良好な関係構築に取り組んでいくことを明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境管理委員会を設置し、環境方針及び行動計画を定め、地球環境に配慮した事業活動並びに環境保全活動等に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示に関する社内規程を制定し、株主の皆様等ステークホルダーに対して適時・適切な情報開示につとめることを重要課題と位置付けております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令および企業倫理の遵守体制を強化するとともに、業務の適正を確保するため、内部統制システムを整備するとともに、その効果的な運用を図っていくことを基本としております。
当社における内部統制システムの構築に関する基本方針の骨子は次のとおりです。
1. 職務執行の法令遵守に関する事項
コンプライアンス活動の推進を図るため、企業行動憲章および行動指針を制定し、その周知を図るとともに、内部通報制度を導入して未然防止、早期是正を図る体制をとっております。
2. 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
重要な記録および書類については、法令および文書管理規程等の社内規程に基づき、また電磁的媒体に記録された情報については、情報セキュリティマニュアル等の社内規程に基づき、重要な経営資産として保護し適正に取り扱うこととしております。
3. 損失の危険の管理に関する事項
リスク管理体制については、リスク管理規程等の社内規程に基づき、損失の危険を未然に防止するための措置をとるとともに、損失の危険が発見されたときは損失を最小限に抑えるべく、特別に対策委員会等を設置し迅速かつ適切な対応をとることとしております。
4. 職務執行の効率性に関する事項
中期経営計画および各期ごとの予算を作成して達成すべき経営目標を定め、各部門はその目標達成に向けて職務を遂行し、達成状況については定期的に経営会議および取締役会に報告することとしております。
5. 企業集団における業務の適正性確保に関する事項
子会社別に責任者を定め、経営状況の把握、子会社に対する経営指導を行う体制にしております。また、グループ全体で法令遵守および業務の適正性を確保するため、企業行動憲章、コンプライアンス、リスク管理等に関する事項は、グループ全体で取り組む体制としております。
6. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項
監査役からその業務を補助すべき従業員の設置を求められた場合は監査役と協議の上適任者を配置するものとし、当該従業員の異動、考課等については監査役の同意を要する等、取締役からの独立性を保障することとしております。
7. 監査役への報告、その他監査役監査の実効性確保に関する事項
取締役または担当部署の責任者は、内部統制の構築・運用状況を適宜監査役に報告し、また会社に著しい損害を及ぼす事実等を発見したときは、速やかに監査役へ報告する体制としております。監査状況については、定期的に社長及び担当取締役が報告を受けるとともに監査役と取締役との意見交換会を開催することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章において、反社会的勢力に対しては、その排除のために毅然とした態度で対応することを基本方針としております。これを実現するために、反社会的勢力の不当な要求に屈することなく一切の関係を遮断することを行動指針に明記して徹底しております。また、対応所管部署である人事総務担当部門は、警察や外部関係機関からの情報収集に努めるとともに当該関係機関等との連携を図ってまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社及び子会社に関する重要情報等を適時適切に開示することを方針とし、その体制については会社情報の適時開示に関する規程を制定しております。
社内体制の概要は、重要情報の収集・管理を行なう責任者として、情報取扱責任者を置いております。当社及び子会社に関する重要な事実については、社長及び情報取扱責任者へ報告される体制とし、情報取扱責任者は、重要な決定事項並びに報告された重要な事実等について、適時開示に関する諸規則の定めに基づき適時開示の要否を判定しております。開示を必要とする会社情報については、所定の機関決定を経た上で、適時開示に関する諸規則に基づき開示手続きをとっております。

当社のコーポレート・ガバナンスの模式図

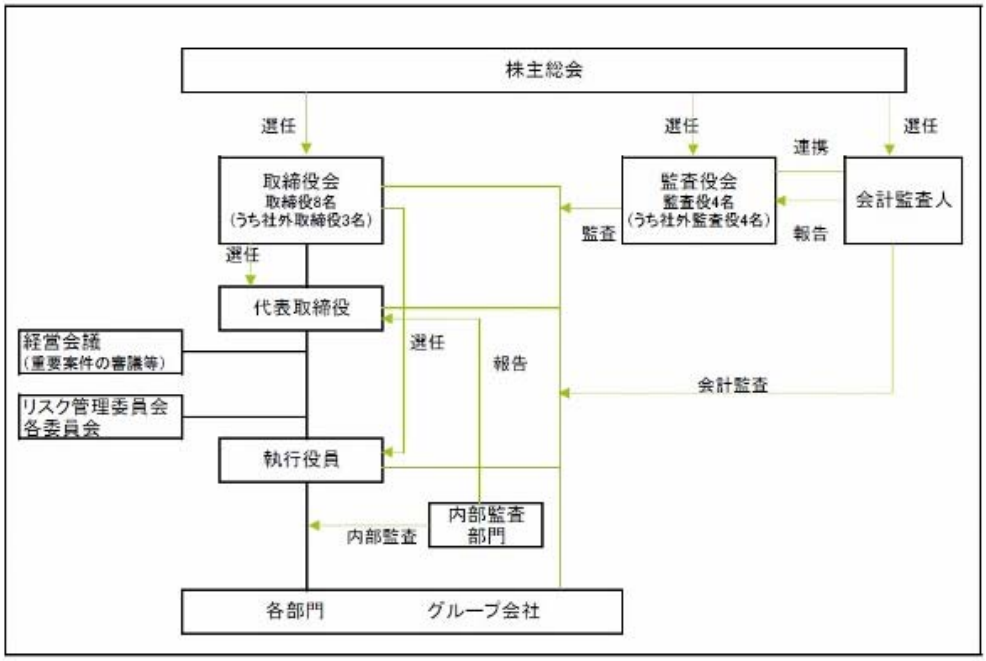

当社の会社情報の適時開示フロー

